

自動車リサイクル法

フロン類回収業

登録申請書類等一覧

〔新規・更新〕

◎→必須のもの

○→該当する場合に必要なもの

提出書類及び添付書類	申請者別	
	法人	個人
【様式第三（第1面～第2面）】 フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書 ※注1	◎	◎
【添付書類】		
申請者（個人）の住民票の写し（本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの） ※注2	—	◎
法定代理人（申請者が未成年の場合）の住民票の写し（本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの）※注2	—	○
法人登記簿謄本（履歴事項証明）	◎	—
回収機の所有権などを証明する書類 ア）自ら所有している場合（いずれかの写しを添付） □納品書 □領収書 □購入契約書 □販売証明書 など ※所有者及び回収機のメーカー、型番、台数がわかるもの イ）自ら所有していない場合（いずれかの写しを添付） □借用契約書 □管理要領書 □共同使用協定書 など ※借用人等及び回収機のメーカー、型番、台数等がわかるもの	◎	◎
回収機の種類及び能力を説明する書類（いずれかの写しを添付） □仕様書 □取扱説明書 □カタログ など ※メーカー、型番、冷媒番号、吸引力がわかるもの	◎	◎
【別紙1】 申立書	◎	◎
登録通知書原本〔更新申請の場合〕	◎	◎

注1）回収するフロン類の種類と回収機の能力が一致しているか確認してください。また、回収能力は、冷媒回収装置性能基準（RRC7002）に基づいたものを記載してください。

注2）添付書類の「住民票の写し」とは、住民票の謄本又は抄本のことで、行政庁窓口において取得した書類のことです。（当該者が外国人の場合には、国籍が記載されたものを添付してください。）

★ 添付書類の各種証明書類については、申請日から3か月以内のものを提出してください。

★ 申請書及び申立書には実印登録している印鑑の押印が必要です。

★ 提出部数は2部〔正本1部、副本（コピー）1部〕必要となります。

★ 登録通知書を郵送希望の場合は、返信用封筒（140円分切手貼付）をご用意ください。

なお、登録通知書を受領後、必ず受領書を提出していただきます。

★ 申請を行政書士等に委任される場合は、申請者の実印を押印した委任状を提出してください。その場合は、当該実印に係る印鑑証明書を添付してください。

申請について

郵送による申請はできませんので、電話でご予約の上、市廃棄物政策課の窓口で申請してください。

- 手数料：4,000円（新規・更新とも同じです）
- 納付方法：申請手数料は申請当日に銀行で納付していただきますので、現金でご用意ください。

宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 審査指導 G
TEL：028-632-2928
FAX：028-633-4323